

(別紙2)

## 令和7年度プレシニア層向けDX・リスクリング体験講座実施業務プロポーザル評価要領

「令和7年度プレシニア層向けDX・リスクリング体験講座実施業務」を委託するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい事業者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

### 1 審査会の設置

#### (1) 審査会の名称

令和7年度鳥取県内企業向けAI・DX・リスクリング事業に係る実施業務審査会（プレシニア層向けDX・リスクリング体験講座実施業務評価部会）

#### (2) 審査委員

審査委員の人数は3人とする。

### 2 審査の進め方

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションを踏まえ審査を行う。

なお、下記の基準に満たない提案者は失格とし、審査会での審査を行わない。

#### (1) 見積価格が予算額を超えた場合

#### (2) 公募型プロポーザル参加資格要件が欠落していた場合（令和7年度令和7年度プレシニア層向けDX・リスクリング体験講座実施業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の2関係）

### 3 選定方法

(1) 各審査委員が4の審査項目及び評価基準に従い、提案者ごとの評価点（100点満点）をつける。

(2) 審査委員ごとに評価点の高い提案者順に、順位点を付与する。

<順位点>最も評価点の高い提案者：1点、2番目に評価点の高い提案者：2点、  
3番目に評価点の高い提案者：3点・・・

(3) 各審査委員の順位点の合計が最も低い提案者を、最優秀提案者として選定する。

(4) 最優秀提案者以外の提案者についても、順位点の合計が低い提案者順に順位付けを行う。

### 4 審査項目及び評価基準

#### (1) 審査項目及び配点（100点）

<b>1 事業の実施方法（配点85点満点）</b>
(1) 【DX・リスクリング講演会】リスクリングの必要性や経営者、管理職の役割等の要素が含まれ、プレシニア層にとって理解しやすく有意義な内容となっているか。
(2) 【DX・リスクリング体験講座】一過性の体験に留めず、講座で得た知見やスキルが、実際に組織内の業務効率化や業務改善に活用できる設計となっているか。
(3) 【参加者募集】魅力的なチラシ構成や広報の工夫、デジタル分野に苦手意識を持つプレシニア層への効果的なアプローチが盛り込まれているか。
(4) 【実施計画】DX・リスクリング講演会/体験講座について、実施場所の選定、回数、構成、講師の専門性などが効果的な学びの場となるよう計画されているか。
(5) 【運営体制】会場・機材の確保や、当日の申込受付、参加者サポート、アンケート実施など、全体の運営が円滑に行うことができる体制が整備されているか。
(6) 【独自提案】その他、事業の成果を高めるための独自の工夫・提案が見られるか。
<b>2 事業実績（配点5点満点）</b>
(1) 類似事業の経験や知見が豊富で、成果を上げているか。

<b>3 見積価格・県内企業（配点10点満点）</b>
(1) 予算額との比較に基づき点数化した見積価格。 ※見積価格が低いほど高得点となる評価方式を採用しているが、具体的な計算方法は非公表とする。
(2) 鳥取県内に事業所（本店、支店等）を有しているか。
<b>4 個人情報の漏えい等の有無（該当する場合、5点減点）</b>
(1) 過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。 ※個人情報の管理に係る申告書（様式第6号）の記載内容を基に判定する。

審査項目ごとの項目点は各5点満点とし、それぞれに係数（非公表）を乗じた点数を各審査項目の評価点とする。

(2) 評価基準

項目点の評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

項目点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る
0点	要件を満たしていない、記載がない

5 その他

- (1) 順位点の合計が同点であった場合は、審査委員の協議により順位を決定するものとする。
- (2) 実施要領8に記載の審査会を欠席した審査委員があった場合、評価にあたっては、当該委員が事前に評価を行った審査項目についてはその評価点を採用し、評価を行わなかった審査項目については出席した委員の平均点を欠席した委員の評価点とする。また、協議を行う場合は、出席した委員のみで行うこととする。
- (3) 提案者が1者のみの場合は、「3 見積価格・県内企業」を除いた審査委員の評価点の平均が、40点以上の者を最優秀提案者として選定する。